

# 奈良市公報

号外第21号

平成24年11月30日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 規 則

○奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則……………1

### 告 示

- 一般競争入札の実施（2件）……………1
  - 放置自転車等の保管……………3
  - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………3
  - 放置自転車等の処分……………4
  - 放置自転車等の保管……………4
  - 道路の位置指定……………4
  - 放置自転車等の保管……………4
  - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）…4
  - 放置自転車等の保管……………5
  - 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱等の一部を改正する告示……………6
  - 放置自転車等の保管……………6
  - 急性灰白髄炎予防接種の実施……………6
  - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………6
  - 開発行為に関する工事の完了……………6
  - 公募型プロポーザルの実施……………7
  - 交付要求通知書の公示送達……………9
  - 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………9
  - 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………10
  - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………10
  - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………10
  - 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者からの事業の廃止の届出……………11
  - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………11
  - 徴収事務の委託（2件）……………11
  - 奈良市悪臭防止対策指導要綱……………11
  - 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………12
  - 公募型プロポーザル方式による受託者の選定（2件）……………12
  - 放置自転車等の保管（2件）……………14
- ### 監 査
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………15
- ### 公 営 企 業
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃

止の届出……………16

### 選挙管理委員会

○在外選挙人名簿からの抹消……………16

### 災害対策本部

○奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………16

## 規 則

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第39号

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則（昭和60年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第4項中「及び第5号」及び「それぞれ」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成24年4月26日揭示済）

## 告 示

### 奈良市告示第232号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成24年4月16日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

| 項 目   | 概 要   |
|-------|---|
| 名 称   | 奈良市ならまちセンター市民ホール舞台音響設備賃貸借                                   |
| 内 容   | 1 奈良市ならまちセンター市民ホール舞台音響設備の更新<br>2 既存設備機器の撤去<br>3 賃貸借期間中の保守点検 |
| 賃貸借期間 | 平成24年9月13日から平成34年9月12日まで                                    |

|      |               |
|------|---------------|
| 契約方法 | 賃貸借契約（長期継続契約） |
|------|---------------|

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 平成24年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 3 契約事項を示す日時及び場所
- (1) 日時  
平成24年4月16日（月）から平成24年4月25日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市市民活動部文化振興課  
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階
- 4 入札参加申請受付の日時及び申請方法
- (1) 日時  
平成24年4月16日（月）から平成24年4月25日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
送付の場合は、平成24年4月24日（火）必着
- (2) 申請方法  
直接持参又は送付
- (3) 提出場所  
奈良市市民活動部文化振興課  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟4階
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札の日時  
平成24年5月10日（木） 午後2時00分から
- (2) 開札の日時  
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所  
奈良市役所中央棟1階 入札室

以下省略

(平成24年4月16日揭示済)

## 奈良市告示第233号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年4月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 物品名 救急医療情報キット
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 市内46か所
- (4) 納入期限 6月中旬
- (5) 担当課 奈良市保健福祉部福祉政策課  
電話 0742-34-4994
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（主とする業種；第1希望）が「(A)印刷・図書」の「(1)一般印刷」、「(2)軽印刷」、「(4)シール・ラベル」若しくは「(8)その他」として登録されているもの、「(E)日用品類」の「(1)荒物・雑貨」若しくは「(6)その他」として登録されているもの、又は「(Z)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」若しくは「(6)その他」として登録されているものであること。ただし、平成24年度に新規登録された者は、入札参加できません。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 入札参加申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
- ア 一般競争入札参加申請書
- イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）
- (2) 入札参加申請方法  
平成24年4月16日（月）から平成24年5月2日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、福祉政策課の承認を受けてください。
- (3) 入札参加者の決定通知  
平成24年5月9日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。
- 4 質疑に関する事項  
仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出して

ください。

- (1) 提出日時  
平成24年4月24日(火) 午前9時から午後4時まで
- (2) 提出先  
奈良市保健福祉部福祉政策課  
メールアドレス fukushiseisaku@city.nara.lg.jp
- (3) 回答日  
質疑に対する回答は、平成24年4月26日(木) 午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。また福祉政策課・契約課において閲覧に供します。

5 入開札に関する事項

- (1) 入札方法  
持参入札  
入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入開札の日時  
平成24年5月21日(月) 午前9時30分  
入札完了と同時に開札
- (3) 入開札の場所  
奈良市役所 西棟1階 入札室
- (4) 入札の回数  
2回を限度とします。
- (5) 入札保証金  
入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- (6) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。  
ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札  
ウ 入札書に記名押印のない入札  
エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札  
カ 入札金額を訂正した入札  
キ 入札書に物品名のない、又は間違いのある入札  
ク 入札書の日付が入札日でない入札  
ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

以下省略

(平成24年4月16日揭示済)

奈良市告示第234号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成24年4月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
  - 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
  - 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
  - 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
  - 8 連絡先  
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課  
電話0742-34-1111代表
- (平成24年4月16日揭示済)

奈良市告示第235号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年4月17日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 |     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|--------|-----|---------------|-------|
| 名称     | 所在地 |               |       |
| 開設者    |     |               |       |

|                                       |                      |                      |                          |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 名称                                    | 主たる事務所の所在地           |                      |                          |
| デイサービス青い鳥                             | 奈良県奈良市東九条町640<br>- 1 | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護 | 平成23年12月1日<br>平成23年12月1日 |
| 特定非営利活動法人アメリ<br>ティール・ライフサポート・<br>アシスト | 奈良県奈良市西木辻町91<br>- 4  |                      |                          |

(平成24年4月17日揭示済)

**奈良市告示第236号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成24年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日  
平成24年5月1日
- 処分対象自転車の移動年月日  
平成24年1月6日、同月10日、同月12日、同月15日、同月17日、同月19日、同月23日から同月24日まで、同月27日及び同月30日

(平成24年4月17日揭示済)

**奈良市告示第237号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年4月17日
- 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年4月17日揭示済)

**奈良市告示第238号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年4月18日

奈良市長 仲川 元庸

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 申請者住所 | 奈良市高畑町273-1        |
| 申請者氏名 | 立石 秀樹              |
| 道路の位置 | 奈良市秋篠三和町一丁目409番の一部 |
| 道路の幅員 | 最大4.02m 最小4.00m    |
| 道路の延長 | 21.82m             |
| 指定年月日 | 平成24年4月18日         |
| 指定番号  | 第23011号            |

(平成24年4月18日揭示済)

**奈良市告示第239号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年4月19日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年4月19日揭示済)

**奈良市告示第240号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                  | 変更後                   |
|------------|----------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地    | 奈良市須川町2061番地         | 奈良市須川町2240番地          |
| 代表者の氏名及び住所 | 山口 勝<br>奈良市須川町2061番地 | 岡田 善英<br>奈良市須川町2240番地 |

2 変更の年月日  
平成24年4月1日  
(平成24年4月20日揭示済)

**奈良市告示第241号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。  
平成24年4月20日  
奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                         | 変更後                         |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 平林 順祐<br>奈良市二名四丁目1193番地の110 | 寺野 裕樹<br>奈良市二名四丁目1193番地の120 |

2 変更の年月日  
平成24年4月8日  
(平成24年4月20日揭示済)

**奈良市告示第242号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。  
平成24年4月20日  
奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                    | 変更後                  |
|------------|------------------------|----------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 西谷 宗典<br>奈良市和田町954番地の1 | 大北 昌宏<br>奈良市和田町634番地 |

2 変更の年月日  
平成24年4月1日  
(平成24年4月20日揭示済)

**奈良市告示第243号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月20日  
奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                    | 変更後                      |
|------------|------------------------|--------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 石田 良一<br>奈良市若葉台二丁目2番6号 | 宮田 初彦<br>奈良市若葉台二丁目12番12号 |

2 変更の年月日  
平成24年4月8日  
(平成24年4月20日揭示済)

**奈良市告示第244号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。  
平成24年4月20日  
奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                           | 変更後                           |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 事務所の所在地    | 奈良市学園朝日元町二丁目476番地の10          | 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の49          |
| 代表者の氏名及び住所 | 仲尾 趣希<br>奈良市学園朝日元町二丁目476番地の10 | 西山 浩司<br>奈良市学園朝日元町二丁目559番地の49 |

2 変更の年月日  
平成24年4月1日  
(平成24年4月20日揭示済)

**奈良市告示第245号**  
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
平成24年4月20日  
奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成24年4月20日

3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成24年4月20日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年 4月23日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改める。

- (1) 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第239号）第2条第1号
- (2) 奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成18年奈良市告示第327号）第2条第2号
- (3) 奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第136号）第2条第4号ア

附 則

この告示は、平成24年 4月23日から施行する。

(平成24年 4月23日揭示済)

奈良市告示第247号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 4月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年 4月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年 4月23日揭示済)

奈良市告示第248号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成24年 4月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 予防接種の対象者の範囲  
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所  
別紙のとおり
- 3 接種不相当者
  - (1) 下痢が治癒していない者
  - (2) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、

アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者

- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意事項

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) けいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成24年 4月23日揭示済)

奈良市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年 4月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                      | 変更後                       |
|------------|--------------------------|---------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 西村 章<br>奈良市東登美ヶ丘四丁目15番8号 | 浅瀬 愛子<br>奈良市東登美ヶ丘四丁目14番7号 |

2 変更の年月日

平成24年 4月1日

(平成24年 4月23日揭示済)

奈良市告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年 4月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年 3月22日 奈良市指令都整開 第11A-40号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- 開発行為 平成24年4月23日 第1298号  
 公共施設 平成24年4月23日 第582号
- 3 開発区域に含まれる地域  
 奈良市紀寺町381番3の一部、381番4の一部及び381番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 奈良市紀寺町381番地  
 中村 キサ
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
 (1) 道路  
 奈良市紀寺町381番4の一部  
 (平成24年4月23日揭示済)

奈良市告示第251号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川 元 庸

1 公募に付する事項

| 項目     | 概要   |
|--------|--|
| 業務名    | 奈良市東京観光オフィス事業委託  |
| 業務内容   | <p>世界遺産を有する日本のふるさとともいべき奈良のまちに多くの人を訪れ、美しい自然や歴史・文化に触れて、本物の良さを味わっていただくよう奈良観光の魅力を情報発信し、首都圏からの誘客活動を行うことを目的とする。</p> <p>特に少子化が進み全国的に児童・生徒数が減少するとともに、修学旅行による訪問地や形態が多様化している状況にあって、次代を担う子どもたちに奈良の歴史や文化、自然を五感を通して学び知ってもらい、修学旅行訪問地としての奈良の価値を維持向上させることを目的とする。</p> <p>① 奈良市の観光情報の発信と誘客活動の拠点として「奈良市東京観光オフィス」を開設する。</p> <p>② 首都圏を中心に小学校・中学校・高等学校等の修学旅行を奈良市に誘致する。</p> |
| 履行期間   | 契約締結の日から平成25年3月31日まで   |
| 契約形式   | 委託契約   |
| 委託予定金額 | 15,000,000円（消費税及び地方消費税込み）※上限額  |

- 2 参加資格  
 以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 単独企業の場合
- ① 旅行又は旅行企画・コンサルティングに関する業務実績があり、かつ東京都内に本社又は支社があること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法、民事再生法による手続きを行っている法人ではないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- ⑥ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 共同企業体（JV）の場合
- ① 幹事企業は、(1)の①～⑥の要件を満たしていること。
- ② 幹事企業以外の構成員は、(1)の②～⑥の要件を満たしていること。
- ③ 共同企業体（JV）のいずれの構成員も、他の共同企業体（JV）の構成員となっていないこと。
- 3 参加表明書その他の配布
- (1) 配布期間  
 平成24年4月24日（火）午前9時から5月14日（月）午後5時まで
- (2) 配布方法  
 奈良市ホームページからのダウンロード  
 ※奈良市ホームページ：  
<http://www.city.nara.lg.jp/>
- 4 参加申請  
 本業務に係るプロポーザルに参加申請する場合は、次に掲げる書類を作成し提出期間内に提出しなければならない。また提出期間内において本市担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (1) 提出書類
- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要（様式2）
- ③ 業務経歴書（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ※ 共同企業体（JV）で申請する場合は②、③の書類を構成員全ての分提出すること。
- (2) 提出部数  
 各1部
- (3) 提出期間  
 平成24年4月24日（火）から平成24年5月14日（月）まで

## (4) 提出方法

提出場所へ直接持参か、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便については、上記提出期間内必着）。電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時まで提出すること。

## (5) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）  
所在地 〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟2階  
電話 0742-34-4739（ダイヤルイン）

## (6) 参加承認の通知

プロポーザル希望事業者の参加承認の通知については、平成24年5月15日（火）に行う。なお、通知方法は参加表明書に記載されたメールアドレス又はFAX番号宛に送信し、原本（公印を押印したもの）については追って送付する。

## 5 参加申請に対する質問の受付及び回答

## (1) 受付期間

平成24年4月24日（火）から平成24年5月7日（月）午後5時まで

## (2) 提出方法

電子メールで提出すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

## (3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ① 電子メールの表題（「奈良市東京観光オフィス事業委託に関する質問（参加申請；事業者名）」とすること。）
- ② 事業者名
- ③ 担当者の氏名・連絡先（所属、メールアドレス、電話番号等）

送付先電子メールアドレス

電子メール：kankousenryaku@city.nara.lg.jp

## (4) 質問に対する回答

平成24年5月9日（水）に、質問書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、寄せられた全ての質問・回答については、本プロポーザルへの参加を承認した事業者全員に対し通知する。

## 6 企画提案書等の提出

参加を承認された事業者については、次のとおり企画提案書等を提出すること。

## (1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 見積書（企画提案書に記載可能。ただし、ページに含む。）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記載すること。積算根拠の内訳については「奈良市東京観光オフィスの開設及び維持管理にかかる経費」と「誘致活動に

かかる経費」に分類し、それぞれの具体的な内訳について記載すること。

## (2) 提出部数

各10部

## (3) 提出期間

平成24年5月16日（水）から平成24年5月30日（水）まで

## (4) 提出方法

持参、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便については、上記提出期間内必着）。持参の場合は、奈良市役所閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時まで提出すること。

## (5) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）  
所在地 〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟2階  
電話 0742-34-4739（ダイヤルイン）

## (6) 企画提案書の書式等

- ① 用紙サイズはA4版縦とし、横書きすること。ただし、図表等については必要に応じてA4版横又はA3版でも差支えない。なお、A3版は2ページと数える。
- ② 文字サイズは10ポイント以上で作成すること。
- ③ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- ④ 片面印刷で30ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）とし、印刷の色はカラー、白黒を問わない。別途補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、提案書とは別（ページ数に含めない）に提出を認める。
- ⑤ ページ番号を付すること。

## (7) 企画提案書の作成について

企画提案書は次の項目の①～⑤までを順に記載すること。提案内容は「奈良市東京観光オフィス事業委託仕様書」の内容を踏まえて提案すること。

《提案項目》

- ① 業務の実施体制
- ② 「奈良市東京観光オフィス」の開設についての提案
  - ・オフィスの愛称
  - ・開設場所、位置、規模、設備、配置人員
  - ・観光・情報発信機能についての提案
- ③ 修学旅行誘致についての提案
  - ・奈良市への訪問学校数の増加、特に宿泊数の増加につながる効果的・効率的な取組みや実施事業
  - ・学校や旅行代理店など関係機関へのアプローチや奈良観光情報提供の方法
  - ・誘致活動範囲
  - ・誘致活動から誘致実績確認までの業務フローなど



- ④ 業務遂行のスケジュール
- ⑤ 業務実績の報告内容
  - ・誘致活動が真に有効であったことがわかる実績報告の方法、経済効果など
- ⑥ 上記項目以外に奈良市にとって有益な独自提案《作成にあたっての注意事項》
  - ① 提案内容は、全て事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。
  - ② 提案項目・内容について、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。
  - ③ 企画提案書は表紙を除き社名、商標マーク等企業名を特定できる情報は記入してはならないこと。
  - ④ 修学旅行の誘致にあつては、学校への働きかけから旅行先決定まで3年程度要することも予想されるため、修学旅行誘致についての提案は、概ね3年間の期間幅で想定したものとする。ただし、初年度にどのような取組みとどこまでの実績をあげられるかなどを明瞭にすること。
- (8) その他企画提案書等の提出に当たっての注意事項
  - ① 提出の際に要する費用は、提出する事業者の負担とする。
  - ② 提出は、1団体につき1件のみとする。共同体の構成団体等が、単独又は他の共同体を結成して提出することもできない。
  - ③ 提出した書類は、返却しない。
  - ④ 受付期間の終了後、提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められない。
  - ⑤ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
  - ⑥ 提出した書類は、奈良市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を除いて公開する場合がある。
  - ⑦ 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び参加表明事業者の都合により参加を取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届出すること。
- 7 企画提案書等に関する質問の受付及び回答
  - (1) 受付期間
 

平成24年5月16日(水)から平成24年5月23日(水)午後5時まで
  - (2) 提出方法
 

電子メールで提出すること。電話及び直接来所による質問には応じない。
  - (3) 質問書の様式
 

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

    - ① 電子メールの表題(「奈良市東京観光オフィス事業委託に関する質問(企画提案;事業者名)」とすること)
    - ② 事業者名
    - ③ 担当者の氏名・連絡先(所属、メールアドレス、

電話番号等)  
送付先電子メールアドレス  
電子メール:kankousenryaku@city.nara.lg.jp

(4) 質問に対する回答  
平成24年5月24日(木)に、質問書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、寄せられた全ての質問・回答については、本プロポーザルへの参加を承認した事業者全員に対し通知する。

8 その他  
公募に参加しようとする者は、「奈良市東京観光オフィス事業委託募集要項」並びに「奈良市東京観光オフィス事業委託仕様書」を熟読の上、参加表明書その他を提出すること。

9 問い合わせ先  
事務局:奈良市観光経済部観光戦略課(担当:誘客促進係)  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟2階  
電話 0742-34-4739(ダイヤルイン)  
E-mail:kankousenryaku@city.nara.lg.jp

様式省略

(平成24年4月24日揭示済)

奈良市告示第252号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成24年4月24日揭示済)

奈良市告示第253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川元庸

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|----|-----|-------|
|----|-----|-------|

|   |                              |                     |           |
|---|------------------------------|---------------------|-----------|
| 旧 | 高の原リハビリセンター訪問看護ステーション<br>あすか | 奈良県奈良市押熊町1278-1     | 平成24年3月1日 |
| 新 | 訪問看護ステーションポシブル西大寺            | 奈良県奈良市佐紀町47-1岡本ビル3階 |           |

(平成24年4月24日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、  
同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項  
において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

|   | 指定介護機関                   |                     | 開設者       | 変更年月日     |
|---|--------------------------|---------------------|-----------|-----------|
|   | 名称                       | 所在地                 |           |           |
| 旧 | 高の原リハビリセンター訪問看護ステーションあすか | 奈良県奈良市押熊町1278-1     | 株式会社誠和医科学 | 平成24年3月1日 |
| 新 | 訪問看護ステーションポシブル西大寺        | 奈良県奈良市佐紀町47-1岡本ビル3階 | ポシブル株式会社  |           |

(平成24年4月24日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示  
します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項  
の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

| 指定介護機関             |   | 施設又は実施する事業の種類    | 指定年月日      |
|--------------------|---|------------------|------------|
| 名称                 | 所在地   |                  |            |
| 開設者                |   |                  |            |
| 名称                 | 主たる事務所の所在地                                      |                  |            |
| 居宅介護支援事業所あきしの      | 奈良県奈良市秋篠町1432-1                                 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成24年3月31日 |
| 医療法人 泰山会           | 大阪府大阪市北区中崎西3-3-40                               |                  |            |
| ならソーシャルサービス        | 奈良県奈良市中山町39-1<br>エステートピア中山A棟-205号               | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成24年3月31日 |
| けいはんなソーシャルサービス株式会社 | 京都府京都市東山区東大路<br>松原上る四丁目毘沙門町30<br>番地2イーストビル3階303 |                  |            |

(平成24年4月24日揭示済)

障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3  
条の規定により告示します。

平成24年4月24日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市告示第256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1  
項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

| 医師の氏名 | 医療機関の名称       | 医療機関の所在地      | 診療科目（障害名） | 指定年月日      |
|-------|---------------|---------------|-----------|------------|
| 岡本 全弘 | 医療法人康仁会 西の京病院 | 奈良市六条町102番地の1 | 眼科（視覚障害）  | 平成24年4月12日 |
| 西 智   | 医療法人康仁会 西の京病院 | 奈良市六条町102番地の1 | 眼科（視覚障害）  | 平成24年4月12日 |

(平成24年4月24日揭示済)

奈良市告示第257号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、地域密着型サービ

ス事業者より事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成24年4月25日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業所         |         | 事業者        |                          | 廃止年月日      |
|------------|-------------|---------|------------|--------------------------|------------|
|            | 所在地         | 名称      | 主たる事務所の所在地 | 名称                       |            |
| 2970101438 | 奈良市法蓮町545-4 | ホームケア佐保 | 奈良市法蓮町423  | ホームケア株式会社<br>代表取締役 平瀬 守男 | 平成24年3月27日 |

(平成24年4月25日揭示済)

奈良市告示第258号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月25日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                       | 変更後                         |
|------------|---------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 西田 定幸<br>奈良市西大寺竜王町一丁目3番1号 | 橋本 紘一郎<br>奈良市西大寺竜王町一丁目1番12号 |

2 変更の年月日

平成24年4月8日

(平成24年4月25日揭示済)

奈良市告示第259号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月25日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

| 受託者   | 徴収事務                 |
|---|----------------------|
| 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地<br>株式会社 ニチイ学館<br>代表取締役 齊藤 正俊 | 奈良診療所使用料<br>奈良診療所手数料 |
| 奈良市二条町二丁目9番2号<br>社団法人 奈良市歯科医師会<br>会長 青山 昭典      | 休日歯科応急診療所使用料         |

2 委託の期間

| 委託の期間                       | 徴収事務                 |
|-----------------------------|----------------------|
| 平成23年4月1日から<br>平成24年5月31日まで | 奈良診療所使用料<br>奈良診療所手数料 |
| 平成23年4月1日から<br>平成25年3月31日まで | 休日歯科応急診療所使用料         |

(平成24年4月25日揭示済)

奈良市告示第260号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

| 受託者  | 徴収事務                       |
|--|----------------------------|
| 奈良市二条大路南一丁目1番30号<br>公益社団法人奈良市シルバー人材センター<br>理事長 福井 重忠 | 放置自転車等移動手数料<br>放置自転車等保管手数料 |

2 委託の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成24年4月26日揭示済)

奈良市告示第261号

奈良市悪臭防止対策指導要綱を次のように定める。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市悪臭防止対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工場その他の事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生する不快な臭気(以下「悪臭」という。)により周辺の生活環境が損なわれている場合、又は損なわれるおそれのある場合に、悪臭防止に係る行政指導の効果的な推進を図るため、官能試験法による悪臭の測定及び評価方法並びに市及び工場等の設置者のとるべき措置に関し必要な事項を定め、もって住民の生活環境の保全に資することを目的とする。(適用地域)

第2条 この要綱の適用地域は、市内全域とする。

(指導基準)

第3条 悪臭の指標となる基準(以下「指導基準」という。)は、別表のとおりとする。

(測定方法)

第4条 この要綱における悪臭測定等は、6段階臭気強度

表示法及び三点比較式臭袋法により行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 工場等の設置者は、当該工場等から発生する悪臭を防止するために必要な措置を講ずるとともに、指導基準を遵守するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、悪臭を発生させ又は悪臭を発生させるおそれのある工場等に対して、必要に応じて6段階臭気強度表示法による工場等の周辺環境の悪臭実態調査(以下「事前調査」という。)及び指導を行うものとする。

2 市は、前項の事前調査の結果、臭気強度2以上のときは、悪臭を発生させている工場等に対して悪臭の測定及び評価を行い、必要な措置を講じさせる等の指導を行うものとする。

3 市は、工場等から発生する悪臭が、指導基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、期限を定めて悪臭防止に関する改善措置を勧告することができる。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

臭気強度による指導基準

| 規制区域の区分 | 一般地域 | 順応地域 | その他地域 |
|---------|------|------|-------|
| 敷地境界線基準 | 10   | 20   | 30    |
| 排出口基準   | 300  | 500  | 500   |

備考

1 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)

第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。

2 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。

3 その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

4 順応地域の中で、工業地域の工場等に係る排出口基準については、当面の間1000とする。

(平成24年4月26日揭示済)

奈良市告示第262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

|   | 指定介護機関               |                                  | 開設者       | 変更年月日     |
|---|----------------------|----------------------------------|-----------|-----------|
|   | 名称                   | 所在地                              |           |           |
| 旧 | 高の原リハビリセンターデイサービスあすか | 奈良県奈良市押熊町1278-1                  | 株式会社誠和医科学 | 平成24年3月1日 |
| 新 | ポシブル高の原              | 奈良県奈良市押熊町1278-1                  | ポシブル株式会社  |           |
| 旧 | デイサービスあすか 春日野        | 奈良県奈良市雑司町368-2                   | 株式会社誠和医科学 | 平成24年3月1日 |
| 新 | ポシブル春日野              | 奈良県奈良市雑司町368-2                   | ポシブル株式会社  |           |
| 旧 | 介護予防リハビリデイサービスポシブル   | 奈良県奈良市右京一丁目6-1イオン高の原ショッピングセンター3階 | 株式会社誠和医科学 | 平成24年3月1日 |
| 新 | ポシブルイオン高の原店          | 奈良県奈良市右京一丁目6-1イオンモール高の原3階        | ポシブル株式会社  |           |

(平成24年4月26日揭示済)

奈良市告示第263号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託

(2) 募集地域と設置予定数

登美ヶ丘、平城、平城東、伏見、富雄南、京西、飛鳥、柳生、興東、田原、月ヶ瀬及び都祁の各中学校通学区のいずれかの地域に1箇所募集する。

|  |  |
|--|--|
| <p>(3) 事業内容<br/>地域子育て支援センター事業の実施</p> <p>(4) 委託料<br/>委託料の上限を3,700,000円とする。</p> <p>(5) 委託期間<br/>契約締結の日から平成25年3月31日まで(委託業務の開始日:平成24年10月1日)</p> <p>2 応募資格</p> <p>(1) 応募団体<br/>応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。</p> <p>① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</p> <p>③ その他の法人</p> <p>(2) 応募団体の要件<br/>応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。</p> <p>① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。</p> <p>② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。</p> <p>③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。</p> <p>④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。</p> <p>⑤ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。</p> <p>⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。</p> <p>⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。</p> <p>3 審査方法<br/>応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業実施団体審査委員会で提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。</p> <p>4 実施団体の決定<br/>審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。</p> <p>5 手続き等に関する事項</p> <p>(1) 担当課<br/>奈良市子ども未来部子ども育成課<br/>奈良市二条大路南一丁目1番1号<br/>電話 0742-34-5042<br/>FAX 0742-34-4796</p> <p>(2) 募集要項の配布<br/>配布期間<br/>平成24年5月1日(火)から同年5月28日(月)までの日(窓口配布は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)</p> | <p>配布場所<br/>奈良市子ども未来部子ども育成課(奈良市ホームページからもダウンロード可)</p> <p>(3) 説明会<br/>開催日 平成24年5月29日(火) 午前10時から<br/>開催場所 奈良市役所北棟4階 第18会議室</p> <p>(4) 書類等の提出<br/>提出期間<br/>平成24年6月1日(金)から同年6月15日(金)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く)<br/>午前8時30分から午後5時15分まで<br/>提出場所<br/>奈良市子ども未来部子ども育成課(提出書類等は、必ず持参してください。)</p> <p>6 契約の締結<br/>審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。</p> <p>(2) 詳細は、募集要項による。<br/>(平成24年4月26日揭示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第264号</b><br/>公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。<br/>平成24年4月26日<br/>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 事業内容等</p> <p>(1) 事業名<br/>奈良市つどいの広場事業の業務委託</p> <p>(2) 募集地域と募集数</p> <p>① 募集地域①型については、伏見及び平城の各中学校通学区のいずれかの地域に1箇所募集する。</p> <p>② 募集地域②型については、登美ヶ丘、平城東、富雄南、京西、飛鳥、柳生、興東、田原、月ヶ瀬及び都祁の各中学校通学区のいずれかの地域に1箇所募集する。</p> <p>(3) 事業内容<br/>つどいの広場事業の実施</p> <p>(4) 委託料<br/>委託料の上限は下記のとおりとする。</p> <p>① 募集地域①型</p> <p>Ⓐ 委託業務の開始日:平成24年8月1日の場合<br/>(3~4日型)金2,373,000円<br/>(5日型)金2,906,000円</p> <p>Ⓑ 委託業務の開始日:平成24年9月1日の場合<br/>(3~4日型)金2,076,000円<br/>(5日型)金2,543,000円</p> <p>Ⓒ 委託業務の開始日:平成24年10月1日の場合<br/>(3~4日型)金1,780,000円</p> |
|--|--|

- (5日型)金2,180,000円  
 ② 募集地域②型  
 (3～4日型)金1,780,000円  
 (5日型)金2,180,000円
- (5) 委託期間  
 契約締結の日から平成25年3月31日まで  
 委託業務の開始日  
 募集地域①型…平成24年8月1日、9月1日及び10月1日のいずれか(選択可)  
 募集地域②型…平成24年10月1日
- 2 応募資格
- (1) 応募団体  
 応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
- ① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人  
 ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人  
 ③ その他の法人
- (2) 応募団体の要件  
 応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
- ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。  
 ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。  
 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。  
 ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。  
 ⑤ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。  
 ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。  
 ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。
- 3 審査方法  
 応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。
- 4 実施団体の決定  
 審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 5 手続き等に関する事項
- (1) 担当課  
 奈良市子ども未来部子ども育成課  
 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
 電話番号 0742-34-5042  
 F A X 番号 0742-34-4796
- (2) 募集要項の配布  
 配布期間

平成24年5月1日(火)から同年5月28日(月)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所

奈良市子ども未来部子ども育成課(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 説明会

開催日 平成24年5月29日(火) 午後2時から  
 開催場所 奈良市役所北棟4階第18会議室

(4) 書類等の提出

提出期間

平成24年6月1日(金)から同年6月15日(金)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市子ども未来部子ども育成課(提出書類等は、必ず持参してください。)

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

(平成24年4月26日揭示済)

奈良市告示第265号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年4月26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年4月26日揭示済)

奈良市告示第266号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年 4月27日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年 4月27日揭示済)

## 監 査

### 奈良市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年 4月27日

|         |         |
|---------|---------|
| 奈良市監査委員 | 吉 田 肇   |
| 同       | 中 本 勝   |
| 同       | 大 坪 宏 通 |
| 同       | 井 上 昌 弘 |

生活衛生課

監査結果公表日 平成23年 6月21日(奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成24年 4月 5日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】   |
|--|---|
| 動物管理車両保守点検業務委託において、制御盤点検等第三者に請け負わせている業務があるにもかかわらず、契約書に規定されている書面による市の承認が行われていなかった。契約書どおりに承認手続きを行われたい。 | 動物管理車両保守点検業務において、制御盤点検等第三者に請け負わせている業務については、委託契約第9条による承認依頼を受け、その内容に基づき、市として承認を行った。 |

人権政策課

監査結果公表日 平成23年12月28日(奈良市監査委員告示第25号)

措置結果通知日 平成24年 3月26日

| 【監査の結果】   | 【措置の内容】  |
|---|--|
| (1) 回収管理組合返戻金(住宅新築資金等貸付金)の債権は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に移管されているが、今後も回収状況を継続的に注視し、必要に応じて組合に対して徴収強化を要望されたい。 | (1) 平成24年 1月11日付け奈良市長名で、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に対して、より一層の当該債権回収の強化に向けた取組の要望書を提出しました。 |

消防局 救急課

監査結果公表日 平成23年12月28日(奈良市監査委員告示第25号)

措置結果通知日 平成24年 4月23日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】  |
|--|--|
| ドクターカー運用委託契約について、医師の拘束時間1時間あたりの単価契約としているが、年間の予定時間数から算出した執行予定額が随意契約の限度額を超えるにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約を行っていた。単価契約であっても年間の執行予定額から判断し契約方法を決定されたい。 | ドクターカー運用委託契約について、ご指摘のとおり、年間の執行予定額が随意契約の限度額を超えているため、入札による契約が適切であります。しかしながら、事前調整において、全国的に医師不足の中でドクターカーに乗務してもらえない医師の確保に唯一確約を得られた、そして、奈良市内の告示病院であり、医療施設や医療機材が整っていて、救急隊の資質向上を目的とした院内での実習や施設内での研修可能な施設建設が可能な医療機関である、並びに、病院搬送まで時間を要する東部山間地域及び、市街地の出勤に際しても、最適な立地条件である、以上のことから、市立奈良病院となりました。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約といたしました。 |
| また、予定価格調書の作成と見積書の徴収が行われていなかった。奈良市契約規則第18条及び18条の2に則り、これらの書類を整えられたい。   | また、予定価格調書の作成と見積書の徴収について、平成24年度の契約において、奈良市契約規則第18条及び18条の2に則り、書類を整えた次第であります。   |

収集課

監査結果公表日 平成24年 3月28日(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成24年 4月 9日

| 【監査の結果】   | 【措置の内容】  |
|---|--|
| 中高層住宅等ごみ収集運搬業務委託外2件の業務委託において、委託契約書に記載されていない事項が記載されていなかった。予算決算及び会計令第100条や奈良市契約規則第20条に則り、適切に契約書を作成されたい。 | 中高層住宅等ごみ収集運搬業務委託外2件の業務委託において、平成24年度から委託契約書の第7条に契約保証金に関する事項を記載した。 |

(平成24年4月27日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年4月26日

奈良市水道事業管理者  
職務代理者 業務部長 中林 哲彦

| 名 称      | 代表者氏名          | 所 在 地                | 届出日            |
|----------|----------------|----------------------|----------------|
| 株式会社加井工業 | 代表取締役<br>加井 健司 | 奈良県天理市石上<br>町383番地の1 | 平成24年<br>4月24日 |

(平成24年4月26日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第3号の規定により、平成24年4月16日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成24年4月17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武 志

- 抹消年月日  
平成24年4月17日
- 抹消した者の氏名等  
省略

(平成24年4月17日揭示済)

## 災害対策本部

### 奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月23日

奈良市災害対策本部長  
仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

別表第2本部事務局の項中「総合政策部理事」を「総合政策部次長」に、「宮本市民生活部参事」を「上辻市民生活部参事」に、「市民安全課長」を「危機管理課長」に、「市民安全課」を「危機管理課 防犯・交通安全課」に改め、同表基盤

対策部の項中「部長付 下水道室長」を「部長付 下水道部長付 都市整室長」に改め、同表支援対策部の項中「副部长 子ども備部参事」

「副部长 子ども未来部長」を「副部长 子ども未来部理事」に、「部長付 保健福祉部参事」を「部長付 保健福祉部参事」に、「付 子ども未来部次長」

「介護福祉課」を「介護福祉課」に改め、同表環境対策部「副部长 環境部次長」

「副部长 環境事業室」の項中「部長付 環境部参事」を「部長付 環境部参事 部長付 環境事業室長」

長「企画総務課」を「企画総務課」に改め、同表避に、「業務改善課」

「副部长 会計管理者」を「副部长 会難所支援部の項中」を「副部长 会計管理者」に改める。

育総務部次長」  
附 則

この告示は、平成24年4月23日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月1日から適用する。

(平成24年4月23日揭示済)